

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年7月30日付け富東林環第2527号で行った行政文書一部開示決定処分及び令和2年7月30日付け林振第771号-1で行った行政文書不開示決定処分は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年7月16日付けで、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の4件の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 森林組合法による大月市森林組合、●●森林組合が、所有権者（生産組合）に関する省令に基づく申請は県の知事に提出する書類であること、許可申請に必要な文書全部。謄本、定款、規約、貸借対照表、保有資産土地目録、保有資産予定資産目録、土地現物出資、構成員名簿、総会議事録、個人共有持分の分筆された所有者の登記台帳、図面（以下本件に係る請求を「本件請求1」という。）。
- (2) 森林組合法第100条の24において読み替えて準用する同法第66条第2項第2号の農林水産省令、総務省令で定める債権者に弁済し及び害することのない書面（以下本件に係る請求を「本件請求2」という。）。
- (3) 共有持分控訴裁判により、故●●●●●、故●●●●●その他●●●●●の親族が土地上に植林した立木及び立木が植林されている範囲の所有権が●●●●●にあることを土地確認する。境の問題で、●●財産区からの払下げは換地未了のために従前の財産区のままである。高裁の文書（以下本件に係る請求を「本件請求3」という。）。
- (4) 入会近代化の原入会林野整備組合、林業構造改善事業に関する、構成員の個人共有持分の分筆された台帳、図面、申請に必要な書類全部。●●町



審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求 1 から本件請求 3 まで

私（審査請求人）が請求している文書は、大月市森林組合とは別の法人である（生産組合）●●森林組合の貸借対照表の他、本件請求 1 から本件請求 3 までの文書全部である。

当該森林組合は、●●森林組合法人に変更、継承して解散していないで現在に至っている。（生産組合）●●森林組合は、解散とは登記されていない。●●村森林組合から（生産組合）●●森林組合に財産と管理維持を継承しており、文書は存在する。

(2) 本件請求 4

当該文書は、私が保存期間内に何回も情報公開請求をしたが、県が拒否し続けたので保存期間満了にあたらぬ。

昭和 4 1 年入会林野等に係る権利関係の近代化助長に関する（法律昭和 4 1 年法律第 1 2 6 号）に規定する林業構造改善事業によって（昭和 5 2 年）●●森林組合の共有地全部が、県によって囑託登記されているので、その文書が存在するはずである。

## 第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び口頭陳述において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求 1

本件請求 1 に係る行政文書について、別表の「行政文書の表示」欄の記載のとおり、大月市森林組合に関する森林組合登記完了届、森林組合定款変更認可申請書、森林組合総代会終了届等の森林環境部長あてに進達した文書（以下「本件特定文書」という。）を、別表の「特定した理由」欄の理由に基づき、請求対象として特定した。

本件特定文書については、別表の「開示しない部分」欄に記載の部分を、別表の「開示しない理由」欄に記載の理由に基づき、それぞれ開示しないこととして、本件処分 1 の一部開示決定を行った。

なお、旧●●村森林組合については、法人登記簿によると、昭和 3 9 年に旧大月市●●森林組合、旧大月市●●森林組合、旧●●村森林組合と合併し、解散しており、当該森林組合に関する森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6

号)に基づき申請した許認可文書は、山梨県行政文書管理規程（以下「行政文書管理規程」という。）別表第2の1のホ「行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等又は山梨県行政手続条例（平成7年山梨県条例第46号）第2条第4号に規定する許認可等（以下単に「許認可等」という。）をするための決裁文書であって、当該許認可等の効果が30年間存続するもの」に該当することから、当該文書は、行政文書管理規程第35条に基づき、保存期間30年の行政文書に区分され、既に保存期間が満了し、廃棄されている。

## 2 本件請求2

本件請求2に係る行政文書について、審査請求人が依拠していると思われる旧森林組合法（森林組合法の一部を改正する法律（令和2年法律第35号）による改正前のものをいう。以下同じ。）第66条では、出資組合が出資一口の金額の減少を議決したとき、財産目録及び貸借対照表を作成し、官報に公告すること及び知れている債権者にこれを催告すること又は定款で定める方法により公告することが定められている。審査請求人は、「森林組合法第100条の24において読み替えて準用する法第66条第2項第2号の農林水産省令、総務省令で定める債権者に弁済し及び害することのない書面。」に該当する行政文書の開示を請求しているが、当該文書は、県に提出するものではなく、また、県が保有する義務も負わないため、県にこれに該当する行政文書は存在しない。

## 3 本件請求3

本件請求3に係る行政文書について、高等裁判所関連の文書は県に共有されるものではなく、また、県が保有する義務も負わないため、県にこれに該当する行政文書は存在しない。

## 4 本件請求4

本件請求4に係る行政文書について、審査請求人が主張する「林業構造改善事業」は、昭和40年代に実施された林業構造改善事業（第一次林構）であり、当該事業において、県は「窓口」として、県内で実施される林業構造改善事業（現在は、その後継事業）のとりまとめ、国との連絡調整等を行っていた。当該事業に係る文書は、行政文書管理規程別表第2の3のイ「法令の規定により作成すべきものとされる事務及び事業の基本計画書若しくは年度計画書又はこれらに基づく実績報告書」に該当することから、行政文書管理規程第35条に基づき、保存期間5年の行政文書に区分される。よって、これに記載される行政文書は既に廃棄しているため存在しない。

なお、当該事業においては、森林組合から入会林野整備計画が都道府県知事に提出され、認可された場合は、都道府県知事は、速やかに公告をし、当

該計画に係る土地についての必要な登記をしなければならないとされているが、当該事業における申請書や認可書、嘱託登記に係る文書は、行政文書管理規程別表第2の1のホ「行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等又は山梨県行政手続条例（平成7年山梨県条例第46号）第2条第4号に規定する許認可等（以下単に「許認可等」という。）をするための決裁文書であって、当該許認可等の効果が30年間存続するもの」に該当することから、当該文書は、行政文書管理規程第35条に基づき、保存期間30年の行政文書に区分され、既に保存期間が満了しており、廃棄されている。

## 第5 審査会の判断

本件請求は、本件請求1から本件請求4までの行政文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求1の行政文書については、別表の「行政文書の表示」欄に係る行政文書を特定した一方、本件請求2及び本件請求3については、当該行政文書を保有していないとして、一部開示とする本件処分1を行い、また、本件請求4の行政文書については、当該行政文書を保有していないとして、不開示とする本件処分2を行った。

以下、本件処分1及び本件処分2の妥当性について、次のとおり検討する。

### 1 文書特定の妥当性について

#### (1) 本件請求1について

ア 審査請求人が「森林組合法による大月市森林組合、●●森林組合」に関する文書を請求したことに対して、実施機関は「大月市森林組合」及び「●●村森林組合」に関する文書を特定したことについて、審査会事務局をして、審査請求人が審査請求書とともに提出した法人登記を確認させたところ、●●村森林組合は、昭和29年9月15日に「●●森林組合」に名称したことを確認したことから、審査請求人が請求する「●●森林組合」と実施機関が特定した「●●村森林組合」は同一森林組合と認められ、当該森林組合の文書を特定した判断は、妥当であると認められる。

大月市森林組合については、上記法人登記を確認したところ、昭和39年7月31日に●●村森林組合他3つの森林組合が合併し、大月市森林組合を設立したことが確認でき、かつ、実施機関をして確認させたところ、当該地域に他に同名の森林組合がないことから、当該森林組合の文書を特定した判断は、妥当であると認められる。

イ 実施機関は、本件特定文書14件について、別表の「文書の詳細」欄に記載の情報に基づき、請求対象として特定した。

一般的に、行政文書の特定の方法については、文書の名称、文書の様式の名称、表題、記録されている情報の概要、作成者名等の情報に基づいて行うものである。本件においては、開示請求書、審査請求書及び反論書の記載内容並びに実施機関の弁明書の記載内容及び口頭陳述の内容を斟酌すれば、実施機関がこれらの14件の文書を請求対象として特定した根拠については、特段不合理な点は認められず、本件特定文書を請求対象として特定したことは、妥当であると認められる。

## (2) 本件請求2について

本件請求2について、森林組合法を確認したところ、森林組合法第66条は「出資一口の金額の減少」に関する規定であり、森林組合法第100条の24では、第66条の規定は、「組織変更について準用する。」と規定されている。また、森林組合法第66条においては、第1項により主たる事務所に財産目録及び貸借対照表を備える旨、第2項においては、債権者に対する公告に掲載する事項が規定されている。また、審査請求人はそのうち「債権者に弁済し及び害することのない書面」を請求していることから、第2項第2号に規定された出資組合が作成する財産目録及び貸借対照表を特定した実施機関の判断は、妥当であると認められる。

## (3) 本件請求3について

本件請求3について、審査請求人は、開示請求書において「共有地持分控訴裁判により、故●●●●●、故●●●●●その他●●●●●の親族が土地上に植林した立木及び立木が植林されている範囲の所有権が●●●●●にあることを確認する」及び「高裁の文章」と記載していることから、審査請求人が何らかの事情により土地の所有権を裁判で争っていること及びそれが高等裁判所に関する何らかの文書であると認められる。当該文書が具体的に何を指すか、開示請求書の文言からは不明であるが、実施機関が請求の対象となる行政文書を「審査請求人の親族が植林した立木及びこれを有する土地の所有権について争った高等裁判所の文書」と特定したことは、妥当であると認められる。

## (4) 本件請求4について

本件請求4について、審査請求人は、「入会近代化の原入会林野整備組合」かつ「林業構造改善事業に関する」保有個人情報請求している。このことについて、実施機関をして確認させたところ、「入会林野整備組合」とは、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）」に基づき、入会林野整備を実施するための入会

権者による協業組織であり、実施機関の保有する文書によると昭和53年に大月市において、「原入会林野整備組合」という入会林野整備組合があり、第1次林業構造改善事業（第1次林構）において、山梨県の認可を受けていたことが確認できたことから、実施機関が請求の対象となる行政文書を「昭和40年代に実施された林業構造改善事業（第一次林構）に関する文書」と特定したことは、妥当であると認められる。

## 2 不開示理由の妥当性について

### (1) 本件請求1について

実施機関は、本件特定文書14件について、別表の「開示しない部分」欄に記載の部分を、別表の「開示しない理由」欄に記載の理由に基づき、それぞれ開示しないこととして、本件処分1の一部開示決定を行った。いずれの文書についても、条例第8条第1号本文に定める個人情報又は同条第2号イに定める法人等の不利益情報に該当することを理由とするものであり、実施機関の弁明書の記載内容及び口頭陳述の内容を斟酌すれば、実施機関がこれらの部分を開示しないこととした根拠については、特段不合理な点は認められず、当該部分を開示しないこととしたことは、妥当であると認められる。

なお、●●村森林組合に関する文書については、同組合が解散した昭和39年から30年以上が経過した事実が認められる一方で、行政文書管理規程を確認したところによると、実施機関の説明に符合する保存期間の記載が認められ、保存期間の満了後、当該文書を廃棄したという説明に、特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

### (2) 本件請求2について

森林組合法を確認したところ、実施機関の説明のとおり、森林組合法第100条の24により読み替えて準用する森林組合法第66条の規定では、組織変更に関する規定であり、当該規定により組合の債権者に公告する方法は、官報のほか、定款によることとなっており、大月市森林組法定款を確認したところ、その方法は、山梨日日新聞に掲載する方法であった。なお、旧●●村森林組合については、定款がないためどのような公告の方法か不明であるが、何らかの公告方法が記載されていたものと推測され、いずれにしても、当該文書を県が保有しなければならないという義務はなく、当該文書を保有しないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

### (3) 本件請求3について

当該文書は、審査請求人と●●●区を当事者とした控訴事件に関する

文書である。当該控訴事件については、県は訴訟関係人ではなく、当該文書を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(4) 本件請求4について

行政文書管理規程を確認したところによると、実施機関の説明に符合する保存期間の記載が認められ、保存期間の満了後、当該文書を廃棄したという説明に、特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(5) 小括

以上のことからすれば、本件請求1について、条例第8条第1号本文又は第8条第2号イの不開示情報を除いて開示し、本件請求2及び本件請求3について、当該文書を保有していないとした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

また、本件請求4について、当該文書を保有していないとした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、本件処分1及び本件処分2の妥当性は上記のとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結 論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。



## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
令和3年2月10日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
令和3年3月1日 (令和2年度第2回審査会)	○審議
令和3年3月2日	○審査請求人から反論書を受理
令和3年6月21日 (令和3年度第1回審査会)	○審議 ○実施機関からの口頭説明
令和3年11月15日 (令和3年度第2回審査会)	○審議
令和3年12月15日	○答申

### 山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
芦沢 幸彦	元代表監査委員	
伊藤 智基	山梨県立大学国際政策学部准教授	会長代理
大島 わかな	弁護士	
東條 正人	弁護士	会長
平井 貴美代	山梨大学大学院総合研究部教授	

別表

行政文書の表示		文書の詳細	開示しない部分	開示しない理由
1	登記完了届（大月市森林組合）の提出について	大月市森林組合が役員変更登記及び目的変更登記、公告変更登記、出資総口数及び出資総額変更登記、地区変更登記を行ったため、完了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由 1
2	森林組合定款変更認可申請書の提出について	大月市森林組合が平成20年2月22日に開催した総代会において定款変更を議決したため、定款変更認可申請を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由 1
			個人の氏名及び印影（公務員及び法人代表者を除く）、個人の住所	理由 2
3	森林組合定款変更認可について	上記2の行政文書を受理した文書	—	—
4	森林組合定款変更認可について	森林環境部長より平成21年3月30日付け富東林環第7035号の認可通知を受理した文書	—	—
5	森林組合定款及び諸規程変更承認申請書について	大月市森林組合が平成25年2月20日に開催した総代会において定款等変更を議決したため、定款等変更認可申請を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由 1
			個人の氏名及び印影（公務員及び法人代表者を除く）、個人の住所	理由 2
6	森林組合定款等変更認可について	上記5の行政文書を受理した文書	—	—
7	森林組合登記完了届について	大月市森林組合が目的等及び役員に関する事項、出資の総口数、払込済出資総額に関する登記を行ったため、完了届	法人代表者の「印影」	理由 1

		を受理し、森林環境部長あてに進達した文書		
8	大月市森林組合定款等変更完了届について(進達)	平成25年3月25日改正事項を反映した大月市森林組合定款の届出があったため、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
9	登記完了届について	大月市森林組合が出資総口数及び出資総額及び参事の辞任に関する変更登記を行ったため、完了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
10	森林組合の登記完了について	大月市森林組合が目的等に関する変更登記を行ったため、完了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
11	森林組合の登記完了について	行政文書は、大月市森林組合が出資総口数及び出資総額に関する変更登記を行ったため、完了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
12	森林組合総代会終了届について	大月市森林組合が平成31年2月27日に開催した第54回通常総代会を終了したため、総代会議事録謄本を添付した終了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
			個人の氏名及び印影(公務員及び法人代表者を除く)、個人の住所	理由2
13	森林組合の登記完了について	大月市森林組合が出資総口数及び出資総額及び森林組合役員変更に関する変更登記を行ったため、完了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
14	総代会終了届について	大月市森林組合が令和2年2月26日に開催した第55回通常総代会を終了したため、完了届を受理し、森林環境部長あてに進達した文書	法人代表者の「印影」	理由1
			個人の氏名及び印影(公務員及び法人代表者を除く)、個人の住所	理由2

理由 1	当該情報は、法人に関する情報であって、これが公になると、印章偽造等の不正使用を誘発し、偽造の契約書等の作成が容易になるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 8 条第 2 号イに当たるものであり、また、同号ただし書に当たらないものであるため、同号所定の不開示情報に該当する。
理由 2	当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため条例第 8 条第 1 号本文に当たり、また同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。